なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑱ｈの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は⑱ｉの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意㉜ｅ又はｆの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　略］

ｂ　［略］

ｃ　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａ(q)及びｂ(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、ｂ(j)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

ｄ　ａ(l)及びｂ(o)に掲げる株価収益率については、１株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

⑿　連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１連結会計年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑿において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意⑱のｈにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は⑱のｉにより修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意㉚のｄ又はｆにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　同左］

ｂ　［同左］

ｃ　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、ａの(q)及びｂの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、ｂの(j)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

ｄ　ａの(l)及びｂの(o)に掲げる株価収益率については、１株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

⑿　連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合（この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第４条第２項の規定による記載がある場合を除く。）には、最近２連結会計年度に係る連結貸借対照表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

ただし、１年を１連結会計年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑿において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。